

みなと風クリニック

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

事業運営規定

第1条 服部 眞が開設する みなと風クリニック（以下「事業者」という）が実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護又は要支援状態にある者（以下「利用者」という。）に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション等」という。）を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービスを提供することを目的とする。

（指定訪問リハビリテーション等の運営の方針）

第3条 利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を行うこととする。

- 2 指定訪問リハビリテーション等は、病状が安定しており、診察に基づき実施される計画的な医学管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通所が困難な利用者に対して行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 前項のほか、「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（平成二十四年東京都条例第百十一号）及び「東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例」（平成十八年厚生労働省令第三十五号）（以下「条例」という。）その他の関係法令等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 みなと風クリニック
- (2) 所在地 東京都港区芝3丁目6番5号 昇岐商事邸2階

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 この事業者における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者：1人（資格：医師、勤務形態：常勤）

事業所における従業者の管理、指定訪問リハビリテーション等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定訪問リハビリテーション等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行うものとする。

2 医師：1人以上

利用者の身体機能の維持又は向上のため、リハビリテーションの提供を行うにあたり、診療を行い、理学療法士、作業療法士又言語聴覚士に指示をすること及び利用者の健康管理及び保健衛生の指導を行う。

3 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士： 人以上

医師の指示及び訪問リハビリテーション計画又は介護予防訪問リハビリテーション計画（以下「訪問リハビリテーション計画等」という。）に基づき、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚法等により、指定訪問リハビリテーション等を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日及び営業時間を次のとおりとする。

1 営業日は月曜日から金曜日までとし、国民の祝日（振り替え休日を含む）、年末年始（12月30日から1月3日）を除く。

2 営業時間は午前9時00分から午後5時30分までとする。

(指定訪問リハビリテーション等の内容)

第7条 指定訪問リハビリテーション等は、以下の各号に定める事項に留意し実施するものとする。

1 指定訪問リハビリテーション等は、利用者の心身の状態及び生活環境を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、事業所医師及び主治医の診療による指示又は主治医意見書による指示に基づき、作成した訪問リハビリテーション計画等に沿って実施するものとする。

2 指定訪問リハビリテーション等の提供に当たっては、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、訪問リハビリテーション計画等の修正を行い、改善を図るよう努めるものとする。

3 指定訪問リハビリテーション等の提供に当たっては、利用者の心身の状態、リハビリテーションの内容やそれを提供する目的及び具体的な方法、リハビリテーションに必要な環境の整備その他療養上必要な事項について、利用者及び家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うものとする。

4 指定訪問リハビリテーション等を実施した場合は、終了後速やかに、利用者の氏名、実施日時、実施したリハビリテーションの要点及び担当者の氏名を記録するものとする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、別途料金表によるもの

とし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、その額の1割、2割又は3割とする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
通常の実施地域を越えて2km毎に500円（*ガソリン代の変動により事業所の判断で価格を改定する場合があります）
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）をうけることとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は港区、品川区、中央区、千代田区、大田区とする。

（事業提供に当たっての留意事項）

第10条 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 1 指定訪問リハビリテーション等の提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容（認定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等）を確認するものとする。
- 2 指定訪問リハビリテーション等の提供を行う従業者は、当該リハビリテーションの提供において常に社会人としての見識ある行動をし、従業者としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及びその家族等から提示を求められたときは、これを提示するものとする。

（緊急時の対応等）

第11条 従業者は、指定訪問リハビリテーション等の提供中に利用者の体調や容態の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医及び管理者に連絡するものとする。

- 1 報告を受けた管理者は、従業者と連携し、主治医への連絡が困難な場合など状況に応じて、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じるとともに、関係機関等に報告をしなければならない。

（事故発生時の対応）

第12条 事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市区町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 1 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。
- 2 事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（虐待防止のための措置に関する事項）

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。

- 1 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- 2 利用者及び家族からの苦情処理体制の整備
- 3 その他虐待の防止のために必要な措置

- 4 事業者はサービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとする。

(苦情処理等)

第 14 条 事業者は、提供した指定訪問リハビリテーション等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。

- 1 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録しなければならない。
- 2 事業者は、介護保険法の規定により市区町村や国民健康保険団体連合会（以下「市区町村等」という。）が行う調査に協力するとともに、市区町村等からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、市区町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 15 条 当事業所は、従業者の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内に実施
- (2) 継続研修 年 1 回以上実施
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。退職後も同様とする。
- 3 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から 5 年間保存しなければならない。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項はみなと風クリニックが定めるものとする。

附 則

この運営規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。